FSC®
プロモーションライセンス
のご案内

1. プロモーションライセンスについて

FSC では、「プロモーションライセンス取得者のための商標使用ガイド」*に基づき、認証取得が要求されない個人や法人を対象にしたプロモーションライセンスを発行しています。このサービスは、委託契約により FSC 国際事務局から各国オフィスに委託されているものです。

ライセンス契約の下で FSC の商標を利用できるのは、 CoC 認証の取得義務のない小売業者、認証取得企業を内包するホールディングスや親会社、投資会社、コンサルタント、FSC 認証機関及びその関連会社などです。これらの組織による FSC や FSC 認証製品のプロモーションには、プロモーションライセンス契約を結ぶ必要がありますので、以下のオンラインの申請フォームからご申請ください。
https://jp.fsc.org/jp-ja/FSC_Tradermark_Use_by_NCH

営利目的ではない商標利用をご希望の教育・研究機関、公共機関の方は、TSP ライセンス契約は不要です。無料でロゴ画像データを提供させていただきますので、オンラインの申請フォームからご申請ください。
https://jp.fsc.org/jp-ja/FSC_Trademark_use_by_others

FSC の登録商標

1. 名称 “Forest Stewardship Council”
2. 略称 “FSC”
3. FSC ロゴ
（チェックツリーマーク）

4. Forests For All Forever 完全版マーク

5. Forests For All Forever ロゴとテキスト版マーク

2. ライセンス契約料金

FSC ジャパンでは、国際的ルールに基づいて以下の料金モデルを作成しております。この料金には、商標管理業務にかかる事務経費他、FSC 認証制度の管理運営にかかる費用も含まれます。また、FSC の商標の信頼性維持、商標の認知度向上に向けた活動にも充てられます。
料金はライセンスの発行日から 1 年単位になります。毎年、ライセンスの発行日の 1 か月ほど前に、ライセンスの継続と次の年の料金カテゴリーを確認させていただいた上で請求書を発行しております。

料金の計算の仕方：

1. **表1**を用い、組織あるいはグループとしての年間の全売上高から該当するカテゴリーと、宣伝対象とするFSC認証製品を使用しているか、販売しているか、国際/国内ライセンスかによって、その割引前料金、最低料金を確認する。
注：ここで使用する売上高は、使用/販売する認証商品やライセンスを使用する事業に限らず、組織としての全売上高です。
（例：売上高1,00億円で国内の販売製品の宣伝の場合、カテゴリー3、国内割引前料金で、50万円、国内最低料金7.5万円）
2. **表2**(国内ライセンスの場合は2-a, 国際ライセンスの場合は2-b)の割引表で、該当するすべての割引を確認し、それら全てをすべて足し合わせる。
（例： 5 件までの商標使用で70%割引、新規取得で20%割引、合計90%の割引）
3. ステップ1で得られた割引前料金に2の割引率をかけ、料金を計算する。
（例：割引前料金 50万の90%割引で5万円）
4. ステップ3の計算上の料金と1の最低料金を比べ、どちらか高い方が料金となる。
（ステップ 3 では 5 万円、最低料金は 7.5 万円なので、7.5 万円）

※FSC ジャパンホームページ内にある「プロモーションライセンス費用計算表」も併せてご活用ください。
お見積もりが自動計算でご確認いただけます。

表 1：割引前料金と最低料金

カテゴリー	売上高（JPY*）	認証製品使用についての宣伝 割引前料金 (税抜、JPY)		認証製品販売についての宣伝 割引前料金 (税抜、JPY)		認証製品販売・使用についての宣伝 最低料金(税抜、JPY)	
		国際	国内	国際	国内	国際	国内
1	＜1億2500万	375,000	187,500	750,000	375,000	62,500	30,000
2	1億2500万-31億2500万	375,000	187,500	750,000	375,000	125,000	37,500
3	31億2500万-125億	500,000	250,000	1,000,000	500,000	250,000	75,000
4	125億-625億	750,000	375,000	1,500,000	750,000	375,000	112,500
5	625億-2500億	1,000,000	500,000	2,500,000	1,250,000	500,000	200,000
6	2500億-6250億	1,250,000	625,000	3,000,000	1,500,000	625,000	250,000
7	6250億-3兆1250億	1,500,000	750,000	3,500,000	1,750,000	750,000	300,000
8	3兆1250億-12兆5000億	1,750,000	875,000	4,000,000	2,000,000	875,000	350,000
9	＞12兆5000億	要相談	要相談	要相談	要相談	1,000,000	400,000

表 2-a：割引表（国内ライセンス）

内容	割引率
承認件数による割引（該当するもの 1 つまでを適用）	
● 承認件数 5 件以下	70%
● 承認件数 10 件以下	50%
● 承認件数 20 件以下	30%
新規割引	20%
継続割引（該当するもののうち 1 つまでを適用）	
● 2 年目	5%
● 3 年目以上	10%
● 5 年目以上	15%
過去 1 年間における 50 万以上の協賛	10%
自己承認システムの利用 (前年度 10 件を超える承認があったライセンス取得者対象)	40%
FSC 国際会員	10%
プロジェクト認証のみの宣伝	20%

表 2-b：割引表（国際ライセンス）

内容	割引率
言語による割引（該当するもの 1 つまでを適用）	
● 日英 2 言語のみ	30%
● 2（日・英以外の組み合わせ）～5 言語までの使用	20%
● 10 言語までの使用	10%
承認件数による割引（該当するもの 1 つまでを適用）	
● 承認件数 5 件以下	40%
● 承認件数 10 件以下	30%
● 承認件数 20 件以下	20%
新規割引	20%
継続割引（該当するもののうち 1 つまでを適用）	
● 2 年目	5%
● 3 年目以上	10%
● 5 年目以上	15%
過去 1 年間における 50 万以上の協賛	10%
自己承認システムの利用 (前年度 10 件を超える承認があったライセンス取得者対象)	40%
FSC 国際会員	10%
プロジェクト認証[1]※のみの宣伝	20%

[1] プロジェクト認証とは、一度しか作らないものや連続する類似プロジェクトについての認証で、建造物ほか、土木工事やイベントのインフラなどが対象となります。詳しくはこちらを御覧ください。https://www.jp.fsc.org/jp-ja/Project_certificate

国内ライセンス料金（例）

例	A 社	B 社	C 社	D 社
条件	• 年間売上高：30 億円 • FSC 認証の製品パッケージを宣伝 • 年間 5 件までの使用 • 1 年目（新規）	• 年間売上高：500 億円 • 自社で使用する FSC 認証ダンボールを宣伝 • 年間 10 件までの使用 • 4 年目	• 年間売上高：1000 億円 • 販売する FSC 認証製品を宣伝 • 年間 5 件までの使用 • 6 年目 • 過去 1 年間における 50 万以上の協賛	• 年間売上高：8000 億円 • 販売する FSC 認証製品を宣伝 • 年間 21 件以上の使用 • 5 年目
割引前料金	375,000（カテゴリー２）	375,000（カテゴリー４）	1,250,000（カテゴリー５）	1,750,000（カテゴリー7）
最低料金	37,500（カテゴリー２）	112,500（カテゴリー４）	200,000（カテゴリー５）	300,000（カテゴリー7）
割引	承認件数： 5 件以下　70% 新規割引：20% 合計：90%	承認件数：10 件以下　50% 継続割引：10% 合計：60%	承認件数： 5 件以下　70% 継続割引：15% 協賛：10% 合計：95%	承認件数：21 件以上　0% 継続割引：15% 合計：15%
計算上の料金（税抜）	37,500	150,000	62,500	1,487,500
最終料金（税抜）	37,500	150,000	200,000	1,487,500

3. 商標利用までの流れ

I. プロモーションライセンスの取得

1. 申請

貴社における FSC 商標を使用した広告宣伝の範囲（言語、広告宣伝対象国、広告宣伝数等）を想定し、オンライン申請フォーム[2]よりご申請ください。この申請は、ライセンス取得へのコミットメントを示すものではありません。これにより課金されることはありませんので、お気軽にご申請ください。

多言語でのご使用をお考えの場合、年間売上高によって料金が変わりますので、直近の年間売上高を裏付ける書類を Trademark_license@jp.fsc.org 宛にご提出ください。ご申請いただいた情報に基づきお見積をお送りいたします。日本語のみでの使用の場合は料金表がそのまま適用されますので、お見積は省略させていただきます。

2. 証明書類のご提出

プロモーションライセンスを利用して広告宣伝するには、FSC ラベル付き商品を原則として FSC 認証取得者から直接購入していることが条件となります。商品が条件を満たしていることを確認するため、商品に FSC ラベルが付けられていることを確認できる資料（写真、版下等）及び認証取得サプライヤから発行された取引文書（請求書、納品書等）のコピーを PDF データにて担当者までお送りください。証拠となる文書には、以下の情報が含まれていることが必要です。

- 供給者の CoC 認証番号
- 各製品の FSC 表示（FSC ミックス、FSC 100%など）

伝票上に非認証製品も記載されている場合、どの製品が認証製品か明確である必要があります。
書類は価格などの機密情報については消したもので差し支えございません。また、これから購入される場合は、FSC 認証取得サプライヤから発行された受注確認書や見積もり書等、FSC 商品が調達できることを裏付けることができる書類をお送りください。

ただし、FSC 認証取得者からの直接購入という条件には、例外が設けられています。別文書「認証取得者からの直接購入の例外条件」[3]に定められる条件を満たせば、非認証取得者を介していてもプロモーションライセンスを使用した商品の宣伝が認められます。この場合は、サプライチェーン上流の認証サプライヤから発行された、上記必要情報を含む認証製品の取引書類をご提出ください。

証明書類の用意には時間がかかることがありますので、あらかじめ余裕をもってお申し込みください。

[2] https://jp.fsc.org/jp-ja/FSC_Tradermark_Use_by_NCH

[3] https://jp.fsc.org/jp-ja/media/Exception_of_purchasing_from_certified_suppliers

2．契約書へのご署名

上記オンライン申請フォームのページから、適当な契約書とプロモーションライセンス取得者同意書をダウンロードし、「FSC プロモーションライセンス契約書記入ガイド」を基に必要事項をご記入の上、全ページをスキャンいただいた PDF データをメール添付にて Trademark_license@jp.fsc.org までお送りください。

ライセンス契約書は、グループライセンス/単独ライセンス、日本国内使用/国内・海外使用の組み合わせで 4 種類あります。日本国内のみの使用の場合は契約書が日本法準拠、海外使用も含まれる場合はドイツ法準拠となります。海外使用も含まれる場合に日本法を準拠する契約書を選択いただくことはできません。以下の質問に基づき、貴社における FSC 商標を使用した広告宣伝の範囲に合った適当な契約書をお選びください。

ライセンスにはライセンス取得の主体となる自社以外にも関連会社等、他の会社も含めたい

Yes → グループライセンス

No → 単独ライセンス

ライセンス取得後、FSC 商標を使う広告宣伝の対象国*は？

日本のみ → 日本国内使用

海外も含む → 国内・海外使用

*インターネットでの広告宣伝は全世界に公開されることになりますが、それが必ずしも海外も対象に含めているということにはなりません。広告の使用言語がある程度の指標にはなりますが、国内で使用される外国人旅行者向けの広告や、国内展開しかしていないけれどもホームページはバイリンガルで、広告宣伝もそれに合わせている場合など、内容によっては多言語使用でも日本国内対象ということも考えられます。海外の拠点を含むグループライセンスの場合は必ず海外使用にも対応する、ドイツ法準拠の契約書をお使いください。

また、料金は契約書における商標使用地域に関わらず、広告宣伝における使用言語を基に決定します。

3．プロモーションライセンスの発行

ライセンスが発行され、組織固有のライセンス番号が付与されます。ライセンス発行から数時間内に FSC トレードマークポータルや FSC マーケティング＆コミュニケーションツールキットへのアクセスが提供され、FSC マークの画像データがダウンロードいただけるようになります。同時に最初の 1 年間の年間使用料の請求書をお送りします。規定の期間内（通常は翌月末まで）にお支払いください。

ライセンスは書類が整えば通常 3 営業日以内に発行させていただきますが、書類の用意等に時間がかかることもございますので、お早めにご相談ください。

II. 広告宣伝における商標利用

1．商標使用原稿の承認

新規広告宣伝ごとに印刷・公開前に、新規宣伝対象商品の証明書類（ラベル付きであることの証明、購入証明）と共に広告原稿データをお送りください。既に確認済の商品については証明書類は不要です。問題が無ければ承認書を発行いたします。修正箇所がある場合は修正をお願いいたします。

2．商標使用原稿の印刷・公開

必ず FSC ジャパンからの承認書発効後に印刷・公開をお願いいたします。

4. ご利用いただける画像見本

i. 広告宣伝用マーク

プロモーションライセンス契約でご使用いただけます。非営利での使用はできません。

緑/白黒、ネガ/ポジ、縦長（ポートレート）/横長（ランドスケープ）の計 8 デザインあります。

ii. 単体ロゴ

プロモーションライセンス取得者、及び非営利での利用でご使用いただけます。

緑、黒、白のカラーバリエーション、および背景の有無があります。

iii. Forests For All Forever マーク（完全版、ロゴとテキスト版）

白、黒、緑の単色、及び緑/黄緑、白/黄緑、白/緑の 2 色デザインがご利用可能です。

5. よくある質問

FSC 商標全般について

Q1: 認証取得者の使用できるトレードマークとの違いは何ですか？
A1: 非認証取得者はオンプロダクトラベルの使用ができません。広告宣伝用マークのデザインは認証取得者も非認証取得者も同じです。

Q2: FSC ロゴを不正に使っているのでは？という広告をみました。どうすればいいですか？
A2: FSC ウェブサイトの通報フォームもしくは FSC ジャパン問合せフォームを通じてお知らせください。

プロモーションライセンスの要否について

Q3: FSC 認証製品の購入を優先する調達方針を設定しました。ウェブサイトや CSR 報告書等にこれを記載するのにプロモーションライセンスは必要ですか？
A3: 調達方針に関して FSC に言及されるのにプロモーションライセンス契約は必要ございません。ただし、ロゴを使用される場合は必要となります。

Q4: CSR 活動の一環として、教育啓発目的のパンフレットで FSC を紹介したいと思います。プロモーションライセンスは必要でしょうか？
A4: FSC に絡めて組織の商品や活動を宣伝するのではなく、FSC 認証制度を純粋に教育啓発目的で紹介する場合は、教育・研究目的の商標使用として、ライセンスを取得せずに商標使用を申請することができます。以下のウェブページからお申し込みください。
https://jp.fsc.org/jp-ja/FSC_Trademark_use_by_others

Q5: 店で FSC ラベルのついた物品（例：割り箸、紙コップ、ナプキン、コースター、紙袋）の使用や、FSC ラベルのついたオリジナルブランド商品の販売をしています。特にそれについて広告宣伝をする予定はないのですが、プロモーションライセンスは必要ですか？
A5: ラベル付き製品について特に広告宣伝をするのでなければ、プロモーションライセンスは不要です。

Q6: EC サイトで商品を販売するのに、FSC のロゴを使わず、文章で「FSC 認証製品です」と記載したいのですが、プロモーションライセンスは必要でしょうか？
A6: “FSC”という略称も FSC の登録商標となりますので、これを使用して広告宣伝をされる際は、基本的にプロモーションライセンスが必要となります。しかし、EC サイトでもサイト運営企業が商品を仕入れ販売する場合は、EC サイト側にもプロモーションライセンス取得の必要があります。EC サイト側でライセンスを取得していない場合、FSC 商標を使用した広告宣伝ができない可能性があります。
Q7: FSC という言葉やロゴを使わないので、CoC 認証やライセンスを取得せずに、FSC 認証製品を「森林認証製品」あるいは「環境にやさしい商品」として宣伝してもよいでしょうか？
A7: 「FSC」という言葉や FSC のロゴは登録商標になっているので、お使いいただくには必ず認証やライセンスをご取得いただく必要がありますが、「森林認証」や「環境にやさしい」という言葉にはそうした縛りはありません。しかし、そうした厳しい管理やチェックこそが FSC の信頼の源であり、価値として評価されています。最近

は森林認証のシステムを知る方も増えてきましたので、きちんとルールに沿って商標を使わず、無制限に使える「森林認証」という言葉を使って宣伝することで、却って事業や組織の信頼性を損なう可能性もございますのでご注意ください。

Q8：従業員を対象とした内部の教育研修の資料で認証についての啓発を図るため、FSC のロゴを掲載したいと思います。ライセンス契約は必要ですか？
A8：外部に出ることのない内部資料であればライセンス契約は不要です。非営利目的として画像等を提供させていただきますので、オンラインフォームからご連絡ください。

Q9：取引先（販売先）が FSC 認証製品を希望されています。当社は認証を取得しておらず、認証取得済のメーカーに発注し、ラベル付き最終製品を調達するだけですが、プロモーションライセンスが必要でしょうか？
A9：貴社自身が FSC 認証製品について宣伝するのでなければプロモーションライセンスは不要です。ただし、販売先のお客様がその製品の FSC 認証について宣伝を希望される場合、そのお客様は認証取得者から直接購入していないことで、プロモーションライセンスによる広告宣伝ができない場合があります。そのお客様について別文書「認証取得者からの直接購入の例外条件」に定められる条件が満たされる場合は、そのお客様もプロモーションライセンスを使用して FSC 認証について宣伝することができます。一方例外条件が満たされていない場合、そのお客様が FSC 認証について宣伝するためには、直接のサプライヤである貴社が CoC 認証を取得する必要があります。さらに、お客様が FSC CoC 認証取得者で、認証のチェーンを繋ぐことを希望される場合も、貴社はライセンスではなく認証を取得する必要があります。

プロモーションライセンス取得について

Q10：プロモーションライセンスを申請してから実際に広告宣伝できるまで、どのくらいの時間がかかりますか？
A10：申請をいただいてから、必要書類さえ確認できれば通常 3 営業日中にはライセンスを発行できます。ただし、必要書類（ラベル付き商品であることの証明、認証取得サプライヤからの購入の証明、契約書への署名）の用意に組織によっては相当（数週間）時間がかかることもあります。また、ライセンス発行後、広告宣伝の度に事前に広告宣伝の原稿と新規対象商品についての証明書類を確認させていただく必要があります。お送りいただいた原稿・資料は概ね翌営業日には確認させていただいておりますが、確認後修正をお願いすることもあります。組織の対応によっては、そのやりとりに思いのほか時間がかかることもありますので、時間に余裕をみてお申し込みください。

Q11：紙袋を FSC 認証紙に切り替えることをプレスリリースで発表したいと思いますが、現時点では、まだ認証紙袋の購入実績がなく、購入証明書類が用意できません。ライセンスの取得は可能でしょうか？
A11：可能です。発注済みの場合は、納品書や請求書の代わりに認証取得サプライヤからの注文請書（注文確認書）をご提出ください。未発注の場合は、認証製品を予定通りに認証取得者から購入できることを証明する何らかの書類（認証取得サプライヤからのレター等）が必要です。いずれの書類も、認証取得者から発行されたものであり、注文製品が認証製品で、FSC 製品ラベルが付けられる予定であることが確認できる必要があります。

Q12:非認証取得者の商社を通じて FSC 認証商品を仕入れています。この商品が FSC 認証製品であることは宣伝したのですが、可能でしょうか。
A12: プロモーションライセンスでの FSC 認証の宣伝は、原則として FSC 認証取得者から直接購入していることが条件となります。ただし、この条件には例外があり、別文書「認証取得者からの直接購入の例外条件」に定められる条件を満たせば、非認証取得者を介していてもプロモーションライセンスを使用した商品の宣伝が認められます。この場合、ライセンス取得や宣伝広告に当たり、例外条件が満たされていることを確認できる証明書類をご用意ください。

Q13: 受注生産の製品について、FSC 認証ラベルが付けられることを営業で宣伝したいと思います。まずは宣伝ありきで注文を受けてから認証取得者に委託生産してもらう事業形態ですので購入実績がありません。営業用資料で FSC 商標を使用するためのライセンスの取得は可能でしょうか？
A13: 可能です。その場合、ライセンス発行に先立ち、認証取得サプライヤからのレターや見積もり等、注文があれば FSC ラベル付きの認証製品を FSC 認証取得者から調達できることを裏付ける何かしらの資料をいただく必要があります。

ライセンス契約について

Q14:契約書の内容を変更することはできますか？
A14:可能です。その場合、変更案を日英両言語でご用意ください。FSC 国際事務局法務部に確認を取る必要があるため、かなり時間がかかる可能性がありますが、あらかじめご了承ください。

Q15:ライセンスは途中で解約できますか。
A15: ライセンスは 5 年間有効とされていますが、毎年の年間使用料をお支払いいただくことが前提となります。年間使用料をお支払いいただけない場合、自動解約ということになります。毎年、ライセンスの発行日の 1 か月ほど前に、ライセンスの継続および次の年の料金カテゴリーの確認を行っております。その際、継続しない旨お知らせいただければ、請求書は発行せず、その年の発行日の前日で契約終了となります。また、継続はライセンス発行日からの 1 年単位となり、年の途中で解約を希望されても、料金の払い戻しはいたしません。

Q16: 子会社が FSC ラベル付きの最終製品を使用（販売）しており、親会社がグループ企業の取り組みの一環として紹介したいと思います。この場合、親会社と子会社どちらがライセンスを取得する必要がありますか？
A16:このような場合は、通常の法人単位のライセンス契約ではなく、グループライセンスをお勧めいたします。グループライセンスでは、契約主体となる企業が TSP(FSC ジャパン)と交わすライセンス契約の範囲に他の企業も含めることができます。この場合、ライセンスに含めた認定ユーザー企業による商標使用もライセンス取得企業の責任となります。ライセンスに含める企業を特定し、グループライセンスの契約書にその情報を明記してください。

Q17: 同じ企業グループの会社が FSC 認証製品の宣伝をするのですが、グループライセンスにした方がよいですか？グループライセンスに含められる会社の関係性に制限はありますか（子会社など）？

A17: グループライセンスに含められる会社に特に条件はありませんが、ライセンス取得者は、グループライセンスに含まれる認定ユーザー企業の FSC 商標使用にも責任をもつことになりますので、活動が把握できる関係性の会社に限定していただくのが適当です。グループライセンス、単独ライセンスのいずれにするかはどのように FSC 商標を使用して広告宣伝するかによります。それぞれの会社が自社の FSC 認証製品についてのみ広告宣伝をする場合は それぞれ単独ライセンスを取得することをお勧めします。特に会社間の調整などがなく、各社で独自に宣伝活動を行われているということであれば、自社の宣伝にのみに責任をもつ単独ライセンスの方が便利です。一方、互いの商品を宣伝し合う、あるいはいずれかの会社がもう一方の会社の宣伝もする、グループ会社と共同で宣伝広告を行うといったことが想定される場合は、グループライセンスが便利でしょう。想定される広告宣伝のしかたに応じて適当なものをお選びください。

Q18: 特に外国向けという訳ではないのですが、ホームページが日英二言語なので、それに合わせて FSC 商標を使用した広告宣伝も日英で予定しています。契約書はドイツ法準拠の海外使用対応のものを使わなくてはいけませんか？
A18: 内容を確認させていただき、バイリンガルのホームページに対応するためだけの英語使用であり、特に外国向けではないという確認がとれましたら、日本国内のみでの商標使用を前提とした日本法準拠の契約書をお使いいただくことも可能です。ただし、料金は多言語使用の料金体系を適用いたします。

Q19: ホームページに FSC 商標を使用した広告宣伝を予定していますが、自動翻訳で多言語対応になっています。これは多言語使用の広告宣伝ということになるのでしょうか？
A19: 自動翻訳で、日本語以外のページで「自動翻訳であり、内容の正確性は保証しておりません」というような免責事項が明記されている場合は、多言語使用とは考えません。広告宣伝は日本語のもののみを承認いたしますので、日本国内のみでの商標使用を前提とした日本法準拠の契約書をお使いいただけます。また、日本語のみの使用前提の料金体系を適用させていただきます。

料金、料金カテゴリー、お支払いについて
Q20: トレードマーク使用申請の新規広告宣伝数のカウントの仕方を教えてください。
A20: 原則として 1 媒体 1 回 1 カウントですが、カタログ等、量が多いものについては、商標が使われているページ 3 ページ 1 件を目安としております。デザイン内で何回商標が使用されているかは関係ありません。承認はあくまで FSC 商標の使い方に関するものですので、FSC 商標以外の部分のデザインを変えて再版するような場合は、新たな申請は不要です。一方、同じものであっても、FSC 商標の使い方を変える場合（例：ウェブサイトのリニューアル等）は、新規申請が必要となり、別の 1 件と数えさせていただきます。

Q21: カテゴリ 2（年間商標使用広告宣伝件数 1-10 件）で契約しましたが、途中で新規申請数が 10 を越えてしまいそうです。11 件以上は契約更新まで使用できませんか？
A21: 次のカテゴリとの差額分（カテゴリ 2 と 3 の差額）をお支払いください。契約応当日が近い場合はご相談ください。

Q22: カテゴリ 2（年間商標使用広告宣伝件数 1-10 件）で契約しましたが、結局 1 件も使用しませんでした。返金してもらうことは可能ですか？

A22: 申し訳ございませんが返金はしておりません。実際の事務経費にかからなかったお金は、FSC の国内における認知度向上、普及活動等の資金に充てさせていただきます。

Q23: 年間使用料のお支払い期限はいつですか。また、お支払い前でも宣伝は可能でしょうか。
A23: 請求書はライセンス発行と同時に発行し、支払期限は翌月末としております。もしこの期限までのお支払いが難しい場合はあらかじめご相談ください。実際の支払の有無に限らず、宣伝における商標使用はライセンス発行後、その宣伝について承認書が発行されましたら行っていただけます。

Q24: なぜこんなに料金が高いのでしょうか？
A24:以前は FSC の運営費は大部分が認証取得者の支払う認定管理料(AAF)によって賄われてきました。つまり、認証取得者は認証取得・維持にかかる経費、審査料や手間に加え、FSC 認証制度を支える費用を負担し、それによって FSC は支えられていたのです。しかしプロモーションライセンス取得者にはこうした負担はなかったため、認証の成果物である認証製品と FSC ブランドを利用してビジネスを行うにあたって同様の負担をお願いし、FSC 認証制度を支えていただこうということになりました。FSC 認証の運営費とはつまり、規格の管理、信頼性を保つための調査、認知度を上げるための広報活動、商標登録の維持、ホームページやデータベースなどのデジタルシステムの運営、技術開発などが含まれ、プロモーションライセンス取得者も少なからずそのサービスを享受しているものです。

お問合せ先
trademark_license@jp.fsc.org